「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の 早期制定を求める意見書

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や 生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、ア イヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたとい う歴史がある。

平成20年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める 決議」の全会一致での可決を受け、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識 者懇談会」を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに 推進し、さまざまな施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からもさらに施策を具体化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月14日

留萌市議会

衆議院議長 大島 理森 様 参議院議長 伊達 忠一 様 内閣総理大臣 安倍 晋三 様 財務大臣 麻生 太郎 様 法務大臣 金田 勝年 様 外務大臣 岸田 文雄 様 文部科学大臣 松野 博一 様 厚生労働大臣 塩崎 恭久 様 農林水産大臣 山本 有二 様 経済産業大臣 世耕 弘成 様 国土交通大臣 石井 啓一 様